

令和 8 年 9 月 4 日

回 答 書

檜葉町子育て世帯に向けた移住促進事業(子育て世帯向け移住体験ツアー)業務委託に係る公募型プロポーザルの質問書について、以下のとおり回答します。

No.	該当資料名	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書	5(2)ウからオ	「秋及び冬」「各ツアー」とありますが、実施回数は秋・冬各1回の合計2回という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書	5(2)オ・6(1)	1ツアー当たり「参加者定員10人程度」は、未就学児を含む参加者総数、10世帯、または大人10人のいずれでしょうか。また、参加料1人10,000円程度は未就学児にも適用されますでしょうか。	参加者定員 10 人程度は、大人・未就学児を合わせた人数を想定しています。また、参加料については、大人のみ徴収を予定しています。
3	仕様書	6(1)	徴収した参加料は受注者の収入として委託料とは別に取り扱うのでしょうか。それとも契約額から控除等を行うのでしょうか。また、参加料に含めるべき費用（宿泊、食事、体験、町内移動等）の指定があればご教示ください。	徴収した参加料は委託料へ相殺していただくことを想定しています。そのため、参加料に含めるべき費用の指定はございません。

4	仕様書	7(4)	委託費減額の対象として参照される「5(2)オ」は定員に関する規定ですが、最少催行人数を満たして催行した場合でも、参加者が10人程度に達しないときは減額対象となりますでしょうか。減額基準も併せてご教示ください。	最少催行人数を満たして催行した場合でも、実績に応じた委託費の減額を予定しております。減額基準は特段ございません。受託候補者と協議の上決定したいと考えております。
5	実施要領・仕様書	6(4)第1号・8(8)	実施要領6(4)第1号の「実施要綱第3条」に該当する資料をご提示ください。また、旅行業登録は参加事業者自身に必要でしょうか。登録旅行者との連携・再委託による履行も可能でしょうか。	実施要綱を追記しました。 参加事業者自身の旅行業登録は必須ではありません。登録旅行者との連携・再委託等、柔軟にご提案ください。
6	実施要領	6・7	業務提案書の用紙サイズ、ページ数、片面・両面、カラー可否、綴じ方に指定はありますでしょうか。また、郵送提出は令和8年9月11日17時必着という理解でよろしいでしょうか。	業務提案書の仕様に指定はございません。 提出期限は、持参、郵送ともに令和8年9月11日17時必着となります。